

## 環境アセスメントに関する 縦覧等のお知らせ

平成20年5月14日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「(仮称)溝の口久本マンション計画 に係る事後調査報告書(供用時その1)」の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	<ul> <li>・東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 住友不動産株式会社 取締役社長 小野寺研一</li> <li>・東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号 株式会社大京 代表執行役 田代正明</li> </ul>
	指定開発行為の名称	(仮称) 溝の口久本マンション計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設(第2種行為) 住宅団地の新設(第2種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区久本三丁目210番地1ほか 区域面積:19,407.4 ㎡
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	計画戸数:648 戸、計画人口:1,955 人、高さ:99.5 m、 住宅棟延べ面積:77,958.6 ㎡
	環境影響評価の手続経過	平成15年 2月10日 条例環境影響評価準備書公告 平成15年 6月16日 条例見解書公告 平成15年12月10日 条例環境影響評価審査書公告 平成16年 1月22日 条例環境影響評価書公告
	事後調査の項目等	供用時の建造物の存在に伴う風環境への影響
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成20年5月14日(水)から 平成20年6月12日(木)まで (土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。ただし、高津区役所では、 第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	高津区役所、橘出張所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成20年6月12日 (郵送の場合は、平成20年6月12日消印有効) 提出先:川崎市環境局環境評価室意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm